

諮問番号：令和2年（処分）諮問第2号

答申番号：令和3年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した、処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による住民票の写しを不交付とする処分（以下「本件処分」という。）についての令和2年1月20日受付審査請求は却下されるべきであるという、審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

第2 事実の経過

- 1 令和元年10月31日、処分庁は、審査請求人から戸籍謄本・住民票の写し等請求書（以下「請求書」という。）及び同月15日付委任状（以下「委任状」という。）を受領し、B（以下「請求対象者」という。）の住民票の写しの交付に関する請求（以下「本件請求」という。）を受けた。
- 2 令和元年10月31日、処分庁が審査請求人に電話連絡を行い、遺言者とされる依頼者であるC（以下「依頼者」という。）から請求対象者に遺贈する意思が確認できる書類の提出を求めたところ、審査請求人は、当該書面を提出しないと回答した。
- 3 令和元年11月8日、処分庁は、本件処分を行い、審査請求人に住民票の写しの不交付決定通知（以下「不交付決定通知」という。）を発送した。
- 4 令和2年1月20日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消し及び住民票の写しの交付処分をすることを求める審査請求をした。
- 5 令和2年9月7日、審査庁は、本件審査請求は不適法であるから却下されるべきと考えるが、法律の解釈の部分が多いため諮問を行い、より正確な裁決をすべきであると考え、旨の意見を付し、関係記録を添付して本審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査庁の主張

審査請求人は、依頼者の代理人として本件請求を行ったものであり、本件処分の効果は審査請求人に帰属しない。よって、審査請求人は、不服申立をする法律上の利益を有するとはいえ、本件処分の取消しを求める適格を有するとはいえないことから、本件審査請求は不適法であり、本件審査請求は却下されるべきである。

2 審査請求人の主張

(1) 本案前の主張

ア 本件請求は、司法書士法第29条及び司法書士法施行規則第31条第1項の規定に基づき、住民基本台帳法（以下「法」という。）第12条の3第4項第2号にいう「申出の任に当たっている者」として請求したものである。法所定の請求者である。請求者に対する処分に不服があるので審査請求した。当然申立人としての適格に不足はない。

イ 不交付決定通知の名宛人、申請者、統一用紙の請求者、その返送先も全てAである。申出人（＝委任者）が誰であろうと、司法書士Aは、自らの権利行使として審査請求できることは変わらない。

（2）本案に係る主張

ア 請求書の内容は、真実性につき疑義が生じたものでも、不十分・矛盾・強い疑いがある場合ではない。処分庁の説明（疎明資料）要求には法律による強制力がない。相当な理由を説明すべきケースにも当てはまらない。処分庁の要求行為は、法律の根拠を欠き違法である。

イ 書類の提出を求めることができるのは赤の他人が債権債務のため住民票の写しを請求する場合であって、一定の親族関係にある者たちを想定しているのではない。一定の親族関係にある者たちには、身分上の関係で蓋然性を最初から認められる。

第4 審理員意見書の要旨

1 本案前の争点（不服申立人適格の有無）に対する判断

（1）審査請求人は、反論書において、司法書士のAが法第12条の3第4項第2号にいう「申出の任に当たっている者」として請求した者であり、法所定の請求者であって、請求者に対する処分に不服があるので審査請求した、と主張し、また、不交付決定書の名宛人、申請者、統一用紙の請求者、その返送先もすべてAである。申出者（＝委任者）が誰であろうと、司法書士Aは自らの権利行使として審査請求できることは変わらないと主張する。

さらに、再反論書においては、行政不服審査法第2条や行政事件訴訟法第9条の原告適格は申出人に限定されていないと主張していることから、審査請求人は、本件請求に関する申出者ではなく、その代理人であるが、法所定の請求者として本件請求をしたものであり、本件処分の名宛人であることから、不服申立人適格を有すると主張していると考えられる。

（2）しかし、審査請求人は、本件請求を行う際に請求書を用いているが、当該請求書上部には、住基法第12条の3第1項による請求との趣旨の記載があり、「住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項」の欄においては、「世帯主」、「世帯主の氏名及び世帯主との続柄」及び「本籍又は国籍・地域」のボックスにチェックを入れているが、法第12条の3第7項は、同条第1項又は第2項の申出をする際に行われる申出である。

また、当該請求書には、依頼者を委任者とする委任状が添付されており、当該委任状の1(2)②において、住民票(住民票除票を含む)等の交付申請及び受領を為す一切の件と記載されている。

さらに、審査請求書の審査請求の理由第三においても法第12条の3第1項第1号に係る主張を行っていることからすると、審査請求人は、法第12条の3第1項第1号に掲げる者から住民票の写しの交付請求を行うに当たって、その代理人としてこれを行ったものとするのが相当である。

そうすると、法所定の請求者は依頼者であって、審査請求人はその代理人であるにすぎず、本件請求に対する本件処分の効果は、法所定の請求者である依頼者に帰属するのであって、審査請求人は、本件処分の名宛人であるということとはできない。

- (3) この点、審査請求人は司法書士であり、特定事務受任者であるところ、法第12条の3第2項の規定により、特定事務受任者は自らを申出者として住民票の写し等の交付の申出を行うことができることとされている。

特定事務受任者は、通常、受任事件・事務の依頼者のために活動する者であり、住民票の写し等の交付の申出についても、本来は受任事件・事務の依頼者の代理人として申出を行うべきものであるが、個々の申出についての依頼者からの個別の委任がないことにも配慮し、弁護士等の資格を有することを条件に、受任事件・事務の依頼者が同条第1項各号のいずれかに該当する場合には、同条第4項各号に掲げる事項を明らかにすれば、住民票の写し等の交付を申し出ることができることとしているものであり(全訂住民基本台帳法逐条解説・212頁)、この場合においては、当該特定事務受任者は、処分の名宛人となると考えられる。

しかし、本件請求は、請求書を送付することにより行われており、上述のとおり、審査請求人が法第12条の3第2項の規定による請求を行っていないことが明らかであることから、審査請求人は特定事務受任者ではあるものの、自らを申出者として住民票の写し等の交付の申出を行ったということとはできない。

- (4) 以上のことから、審査請求人は、法所定の請求者ではなく、依頼者が請求者であり、処分の名宛人であるのであって、審査請求人はその代理人であるといえる。
- (5) 行政庁の処分不服がある者は、審査請求をすることができるが、審査請求を行い得るのは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者であるとされるところ、本件処分においてこれに該当する者は、処分の名宛人であって、その効果が帰属する依頼者自身であって、依頼者の代理人については、これに該当しない。
- (6) また、不交付決定通知は、法第12条の3第1項を根拠になされたものであるところ、同条第2項の規定による特定事務受任者による請求とは異なり、同条第1項は、申出者本人とは別個に代理人の権利又は法律上保護されるべき利益について規定し

ているとは言えない。

(7) したがって、審査請求人は、不服申立をする法律上の利益を有するとはいえず、本件処分の取消しを求める適格を有するとはいえないことから、本件審査請求は不適法である。

(8) なお、不交付決定通知の申請者の氏名の欄において、「A（依頼人Cの代理人）」と記載されている。上述のとおり、処分の名宛人は依頼者であるところ、このような記載は、処分の名宛人について疑義を生じうるものであると言わざるを得ない。この点については、今後同種の処分を行うに当たり、その記載内容を検討すべきであると考えられる。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 本案前の争点（不服申立人適格の有無）に対する判断

(1) 審査請求人は、反論書において、司法書士のAが法第12条の3第4項第2号にいう「申出の任に当たっている者」として請求した者であり、法所定の請求者であって、請求者に対する処分に不服があるので審査請求した、と主張し、また、不交付決定書の名宛人、申請者、統一用紙の請求者、その返送先もすべてAである。申出者（＝委任者）が誰であろうと、司法書士Aは自らの権利行使として審査請求できることは変わりないと主張する。

さらに、再反論書においては、行政不服審査法第2条や行政事件訴訟法第9条の原告適格は申出人に限定されていないと主張していることから、審査請求人は、本件請求に関する申出者ではなく、その代理人であるが、法所定の請求者として本件請求をしたものであり、本件処分の名宛人であることから、不服申立人適格を有すると主張していると考えられる。

(2) しかし、審査請求人は、本件請求を行う際に請求書を用いているが、当該請求書上部には、住基法第12条の3第1項による請求との趣旨の記載があり、「住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項」の欄においては、「世帯主」、「世帯主の氏名及び世帯主との続柄」及び「本籍又は国籍・地域」のボックスにチェックを入れているが、法第12条の3第7項は、同条第1項又は第2項の申出をする際に行われる申出である。

また、当該請求書には、依頼者を委任者とする委任状が添付されており、当該委任状の1(2)②において、住民票（住民票除票を含む）等の交付申請及び受領を為す一切の件と記載されている。

さらに、審査請求書の審査請求の理由第三においても法第12条の3第1項第1

号に係る主張を行っていることからすると、審査請求人は、法第12条の3第1項第1号に掲げる者から住民票の写しの交付請求を行うに当たって、その代理人としてこれを行ったものとするのが相当である。

そうすると、法所定の請求者は依頼者であって、審査請求人はその代理人であるにすぎず、本件請求に対する本件処分の効果は、法所定の請求者である依頼者に帰属するのであって、審査請求人は、本件処分の名宛人であるということとはできない。

- (3) この点、審査請求人は司法書士であり、法第12条の3第2項の規定により、特定事務受任者は自らを申出者として住民票の写し等の交付の申出を行うことができることとされている。

特定事務受任者は、通常、受任事件・事務の依頼者のために活動する者であり、住民票の写し等の交付の申出についても、本来は受任事件・事務の依頼者の代理人として申出を行うべきものであるが、個々の申出についての依頼者からの個別の委任がないことにも配慮し、弁護士等の資格を有することを条件に、受任事件・事務の依頼者が同条第1項各号のいずれかに該当する場合には、同条第4項各号に掲げる事項を明らかにすれば、住民票の写し等の交付を申し出ることができることとしているものであり（全訂住民基本台帳法逐条解説・212頁）、この場合においては、当該特定事務受任者は、処分の名宛人となると考えられる。

しかし、本件請求は、請求書を送付することにより行われており、上述のとおり、審査請求人が法第12条の3第2項の規定による請求を行っていないことが明らかであることから、自らを申出者として住民票の写し等の交付の申出を行ったということとはできない。

- (4) さらに、本審査会は「戸籍謄本・住民票の写し等請求書【司法書士用】」として処分庁の担当課である市民課に提出された書面を精査したところ、右肩には「日本司法書士連合会2号様式」と、同請求書の表題下には「(戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項及び住基法第12条第1項、第12条の3第1項、第20条第1項、第3項による請求)」と、「戸籍法第10条第1項又は住基法第12条第1項に基づく請求の代理請求」欄には成年被後見人等法定代理人の資格として、「任意財産管理人(特定事務受任者)」と記載され、成年被後見人等の氏名として「C」とあり、成年被後見人等と請求に係る者との関係として「遺贈の受遺者(Cの亡妻の甥の妻)」との記載があった。

そして、上記「戸籍法第10条第1項又は住基法第12条第1項に基づく請求の代理請求」欄には「※5」が付記されており、末尾において、「※5欄 権限を証明する書面(中略)を添付する。」と記載されている。

- (5) 検討するに、そもそも、日本司法書士連合会2号様式は、戸籍法10条の2第3項及び第4項第2号を根拠とする日本司法書士連合会1号様式(職務上の請求)とは異なり、同法10条第1項(本人・親族請求)ないし同法10条の2第1項(第三者請

求)をその法的根拠とするものであり、法による請求についても、法第12条第1項、第12条の3第1項並びに第20条第1項及び第3項による請求に用いられるものであり、上記1号様式のように司法書士法第3条の法定業務を受任しているときに職務上請求として行う際に通常用いられるものではなく、さらにCから審査請求人宛ての権限を証明する書面である令和1年10月15日付け委任状が添付されていることからして、司法書士の付帯業務の委託を受けてその業務の遂行上必要な場合に使用するものとして利用されているものと考えられる。

- (6) また、本審査会は、事務局をして所管の市民課に照会したところ、2号様式であり、委任状も添付されていたため、そもそも1号様式による職務上請求として受理したものである旨の回答を得た。
- (7) 審査請求人は主張の中で、司法書士法第29条及び司法書士法施行規則第31条第1項の規定に基づき、法第12条の3第4項第2号にいう「申出の任に当たっている者」として請求したものであるとするが、あくまで2号様式は、1号様式のように法令で特定の業務権限を付与された者(司法書士法第3条)が使用する用紙ではなく、また、法第12条の3第1項の申出につき、司法書士の付帯業務として、第三者から委任を受け、その業務の遂行を行うため、その委任状を提出した上で請求しているものであり、第三者請求として請求手続が行われたにすぎない。
- (8) 結局、審査請求人の請求行為は代理人として行われたもの(代理請求)であって、本件処分の効果は直接審査請求人に帰属するとは認めることができない。
- (9) なお、当該不交付決定通知書によれば、書面の名宛人は「A」とされているが、正確には「C代理人A」と記載されるべきであり、その効果は依頼者本人(C)に帰属すると解するのが相当である。
- (10) 以上により、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しないから、不服申立人適格を有するとは認められない。

2 本案に係る争点に対する判断

本案前の争点の結論から、本案に係る争点は検討を要しない。

3 まとめ

よって、本件審査請求は却下されるべきであるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
令和2年9月7日	—	諮問書を受理
令和2年11月20日	第23回審査会	諮問内容の検討
令和2年12月11日	第24回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
令和3年1月20日	第25回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
令和3年3月4日	第26回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
令和3年3月30日	第27回審査会	答申案の審議
令和3年6月2日	—	答 申

西宮市行政不服審査会
 会長 藤 本 久 俊
 委員 近 藤 剛 史
 委員 前 田 雅 子